Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

1 現状と課題

農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしています。しかし、経営における方針決定などは、男性中心に行われることが多く、事業活動、地域活動、家事などで女性が果たしている役割についても適正に評価されていないことが少なくありません。

また、事業活動と家庭生活との区分があいまいで、労働時間や休日等の就業条件や収益の分配等が不明確になりがちです。

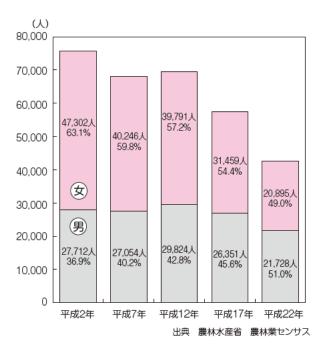
県では、「三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標」(注13)に基づき、家族経営協定(注3)の締結推進、農村・漁村女性アドバイザー(注14)の認定、農業委員への女性登用促進等の取組を進めてきました。農村・漁村女性アドバイザーから県・市町の審議会等委員や農業委員を務める方がでたり、家族経営協定を締結した農家数が増えつつあるなどの状況がみられます。

商工業分野においても、起業に関するセミナーを開催したり、関係団体女性部の取組に対する支援などを行っています。

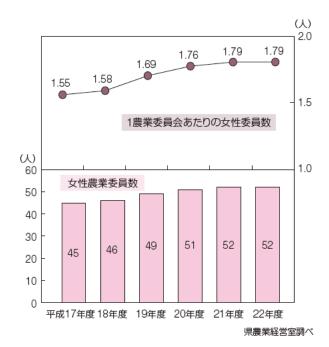
しかし、農林水産業や商工業等の自営業においては、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画の進展は未だ不十分な状況です。地域や組織等に残る固定的な性別役割分担意識の変革のための普及啓発を進めるとともに、方針決定の場への女性の参画促進や女性の経営能力・技術向上に対する支援に取り組む必要があります。また、家族従業者の実態把握に努め就業環境の整備をはかるとともに、起業の促進をはかっていく必要があります。

DATA

■農業就業人口(販売農家)の推移(三重県)



■女性農業委員数及び 1 農業委員会あたりの女性農業委員数(三重県)



2 めざす姿

【地域・社会】

■ 固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

【家庭】【働く場】

● 男女が性別にかかわらず、自らの生き方を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、 パートナーとして共に経営およびこれに関連する活動に参画しています。

DATA

■三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標(抜粋)

指標	平成15年	16年	17年	18年度	19年度	20年度	21年度
1 農業委員会あたりの 女性委員数 (参考)女性農業委員数	1.21人 (80人/66 市町)	1.32人 (62人/47 市町)	1.55人 (45人/29 市町)	1.58人 (46人/29 市町)	1.69人 (49人/29 市町)	1.76人 (51人/29 市町)	1.79人 (52人/29 市町)
農村・漁村女性 アドバイザー数	161人	171人	174人	181人	177人	185人	188人
家族経営協定締結農家数	120戸	138戸	164戸	179戸	200戸	226戸	273戸

県農業経営室・水産経営室調べ

3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進め、参画を妨げる固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行の是正を促進します。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たしている役割を適正に評価して、経営や地域の方針決定の場への女性の参画の促進に向けた普及啓発を行います。

- 地域社会において男女共同参画が実現できるように、地域の慣行の見直し、意識の醸成を促進するような普及啓発を実施します。
- 「農山漁村女性の日」(注15)の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
- 農山漁村におけるパートナーシップ指標(注13)に定められた家族経営協定(注3) 締結農家数や農業委員への女性登用等の目標達成に向けて取組を進めます。また、農村・漁村女性アドバイザー(注14)の育成・支援を進めます。
- 市町、関係団体に対して、女性の参画目標の策定を推奨するなど、方針決定の場への 女性の登用が進むよう働きかけや支援を行います。
- 女性が方針決定の場へ参画する意識を高めるとともに、経営能力の向上をはかるため の研修を行います。
- 女性リーダーを育成するとともに、交流、連携、ネットワークづくり等の支援や相談 体制の充実をはかります。

2)経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

■施等

- 女性の参画機会の確保に配慮しながら、生産や経営に関する知識や技術についての研修を計画的に実施します。
- 市町や関係団体に対し、技術・経営管理能力の向上等の機会への女性の参画を促進するよう働きかけます。
- 団体等が実施する女性の技術・経営管理能力の向上等をはかる取組を支援します。

施策の方向と施策

3) 家族的経営における働きの評価と就業環境の整備

男女がその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

また、男女が事業活動と家庭生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく多様な社会活動ができるように、環境整備をはかります。

- 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりが その働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営 協定の普及等必要な支援を行います。
- 農林水産業、商工業等に携わる人々へ仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が普及するよう啓発を行います。
- 酪農ヘルパー (注16) 制度などの労働力補完システムの利用促進をはかります。
- 農林水産業、商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努めます。

4) 起業家等に対する支援

男女の起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

- 起業家に対する各種支援制度を充実するとともに、情報提供を行います。
- 団体等が実施する起業家に対する研修や支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- 起業をめざす人びとに対して、情報提供、研修機会を充実します。
- 農林水産業に就こうとする人びとに対し、情報提供や職業体験の機会の提供を行うなど支援に努めます。